

長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、長久手市環境基本条例（平成12年長久手町条例第16号）の本旨に基づき、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置しようとする者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「住宅用太陽光発電システム」（以下「システム」という。）とは、次の事項を満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kw表示とし、小数点以下2けた未満は四捨五入する。以下同じ。）とする。）が10kw未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結していること。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを新たに設置する者及び市内に自ら居住するための住宅の新築に合わせてシステムを設置する者で、かつ、市税の滞納がないものとする。

2 補助金の交付は、一つの住宅に対し1回限りとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、10,000円に太陽電池の最大出力（出力4kwを超えるシステムにあっては最大出力に替えて4kw）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事に着手する日の7日前（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）までに、長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請書及び添付書類の提出は、持参によるものとする。

- (1) システムの購入及び設置に要する対象経費の内訳が記載された契約書の写し（工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されているもの）
- (2) 工事着手前の現況写真
- (3) 委任状（業者等が代理で交付申請書を提出する場合）
- (4) 建物所有者の同意書（申請者と建物所有者が異なる場合）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請書の受付順は、先着順とする。

（交付決定及び通知書類）

第6条 市長は、前条第1項の交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付けることができる。

2 申請者は、前項の交付決定通知書により通知された日以降に工事着手するものとする。

（計画変更等の承認）

第7条 前条第1項の交付決定通知書の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、その後、補助金交付決定内容を変更するとき又はシステムの設置を中止しようとするときは、速やかに長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業変更承認申請書（様式第3号）に、その変更内容のわかる書類等を添え、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、変更承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、

適当と認めたときは、申請者に長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、システムの設置を完了した日（電力会社と電力受給を開始した日）から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置したシステムの概要
- (2) システムの購入及び設置に要した費用の額がわかる領収書の写し
- (3) システムの設置状態を示す写真
- (4) 電力会社の発した太陽光契約に関するお知らせの写し
- (5) 申請者本人がシステムを設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

（交付額の確定及び通知書類）

第9条 市長は、前条第1項の補助金交付実績報告書が提出されたときは、その内容を審査するとともに、現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定する。

2 市長は、前項の補助金の交付額を確定された者に対しては長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金不交付通知書（様式第7号）によりそれぞれ通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条第2項の確定通知書による通知を受けた者（以下「補助額確定者」という。）は、当該通知書の交付の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第11条 補助額確定者は、システムの法定耐用年数（17年）の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の処分承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、長久手市住宅用太陽光発電システム設置整備事業処分承認通知書（様式第10号）により補助額確定者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助額確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 定められた期日までに実績報告書を提出しないとき。
- (5) 前条の規定による承認を得ずに当該システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第14条 市長は、当該補助金の交付を受けてシステムを設置した者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。